

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定

小樽市告示 第 10 号
令和 3 年 1 月 7 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和 3 年 4 月 1 日（以下「実施日」という。）から実施する。

小樽市長 迫 俊哉

1 中間検査を行う区域
小樽市内全域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が 3 以上のもので、当該部分を共同住宅又はこれとその他の用途を併用するもの。ただし、法第 68 条の 20 第 2 項に規定する建築物である認証型式部材等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたもの及び法第 85 条第 5 項又は第 6 項の適用を受ける建築物を除く。

3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程
次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
(1) 主要な構造が木造	構造耐力上主要な軸組の工事 (杵組壁工法にあつては、耐力壁の工事)	構造耐力上主要な軸組（杵組壁工法にあつては、耐力壁）を覆う内装工事又は外装工事（屋根ふき工事を除く。）
(2) 主要な構造が鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の内装工事又は外装工事（屋根ふき工事を除く。）

備考

- (1) この表において「主要な構造」とは、一の構造の場合はその構造を、二以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大なもの（最大のものが二以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）をいう。
- (2) 建築物の工区を分ける場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事に係るものに限る。

4 適用

この告示の規定は、実施日以後に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、実施日前に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物又は法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知した建築物で、実施日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。